

# 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護制度運営審議会規則

平成27年3月16日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年形広連条例第2号。以下「条例」という。）第12条第7項の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、審議会の委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議の原則)

第4条 審議会は、諮問があったときは、速やかにその内容を答申するよう努めるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務課で処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。